

農場の分割管理に当たっての対応マニュアル 改正案（見え消し）

1. はじめに

- （1）高病原性鳥インフルエンザについては、令和4年シーズンに26道県84事例が発生、約1,771万羽が殺処分の対象となり、発生都道府県数、事例数及び殺処分数のいずれも過去最多の発生となった。

特に、大規模農場において複数の発生事例が見られたことから、家畜防疫員を始めとする防疫作業従事者への負担が増大したことに加え、84事例のうち、61事例が採卵鶏での発生であったことから、鶏卵の需給への影響も生じる事態となった。養鶏業界からも、経済的影響が大きく、殺処分範囲を限定し影響の緩和を求める要望が寄せられている。

- （2）こうした中、令和5年1月31日に開催された「食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会 第82回家きん疾病小委員会 令和4年度第1回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会合同会合」において、「発生時においては、農場の規模の大小に関わらず、引き続き、同一農場内の全羽殺処分を含め、まん延防止のための万全の防疫措置の実施が必要である。一方で、人・物が出入りする機会が多く、相対的にウイルスの侵入リスクが高くなることも踏まえながら、大規模農場における対応として、例えば、施設及び飼養管理を完全に分けることにより農場を複数に分割し、別農場として取り扱うことについては、現場で検討し得るものと考えられる。」との考えが示された。その後、同年7月24日に開催された「食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第86回家きん疾病小委員会・令和4年シーズン第2回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会 合同会合」において取りまとめられた「2022年～2023年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」においても、「施設及び飼養管理を完全に分けることにより農場を複数に分割し、侵入リスク及び発生時の感染拡大リスクを低減することも検討し得るものと考えられる。」との提言があった。
- （3）また、豚熱については、ワクチン接種県においても散発的に発生が確認されており、令和5年8月にはワクチン未接種県である佐賀県で発生し、9月には九州7県がワクチン接種推奨地域に設定されるなど、発生が継続しているところである。

- （4）家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項の特定家畜伝染病の発生時には、発生農場で飼養する家畜（家きんを含む。以下同じ。）のみならず、発生農場と疫学的に関連のある農場（以下「関連農場」という。）で飼養する家畜についても、同項の規定に基づき作成・公表している特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）に基づき、殺処分の対象となる可能性がある。これまでの発生事例においても、関連農場と疑われた農場について、飼養衛生管理の実態などを確認した結果、飼養衛生管理が発生農場と完全に分けられており、関連農場とはならなかった事例はあったものの、あらかじめ一つの農場を別々の農場に分け、殺処分の範囲を限定するといった取組は広く検討される状況にはなかった。

- (5) このため、飼養衛生管理指導等指針（令和3年4月1日農林水産大臣公表）を一部変更し、都道府県及び家畜の所有者が実施すべき飼養衛生管理上の事項の一つとして、農場の分割管理に関する事項を位置づけることとしたところである。
- (6) そこで、本マニュアルでは、分割管理の取組についての基本的な考え方や取組む際のポイントについて記載し、現場での具体的な取組の参考とされることを目的とする。
- ただし、農場ごとに畜舎の配置や作業動線等が異なることから、実際に取組を検討するには個別の事例に合わせて対応することが必要である。このため、家畜の所有者から農場の分割管理についての相談を受けた各都道府県は、本マニュアルを参考にしながら、各農場の実態にあわせて、適切な指導を行う。
- (7) また、農場の分割管理後であっても、人・物等の交差汚染が確認された場合は、農場の分割管理が実質的に行われておらず、感染のおそれが否定できないことから殺処分の対象となる可能性がある。このため、分割後にはそれぞれ独立した別農場として厳格な飼養衛生管理を不断に実施する必要がある。加えて、分割後の一方の農場で特定家畜伝染病が発生した後に、分割後の他方の農場において異状が確認されれば、一般的な対応として緊急病性鑑定が実施され、その後発生が確認されれば、防疫措置が行われることとなることも認識しておく必要がある。
- (8) なお、本マニュアルについては、必要があると認めるときは適宜見直すこととする。

2. 農場の分割管理の基本的な考え方

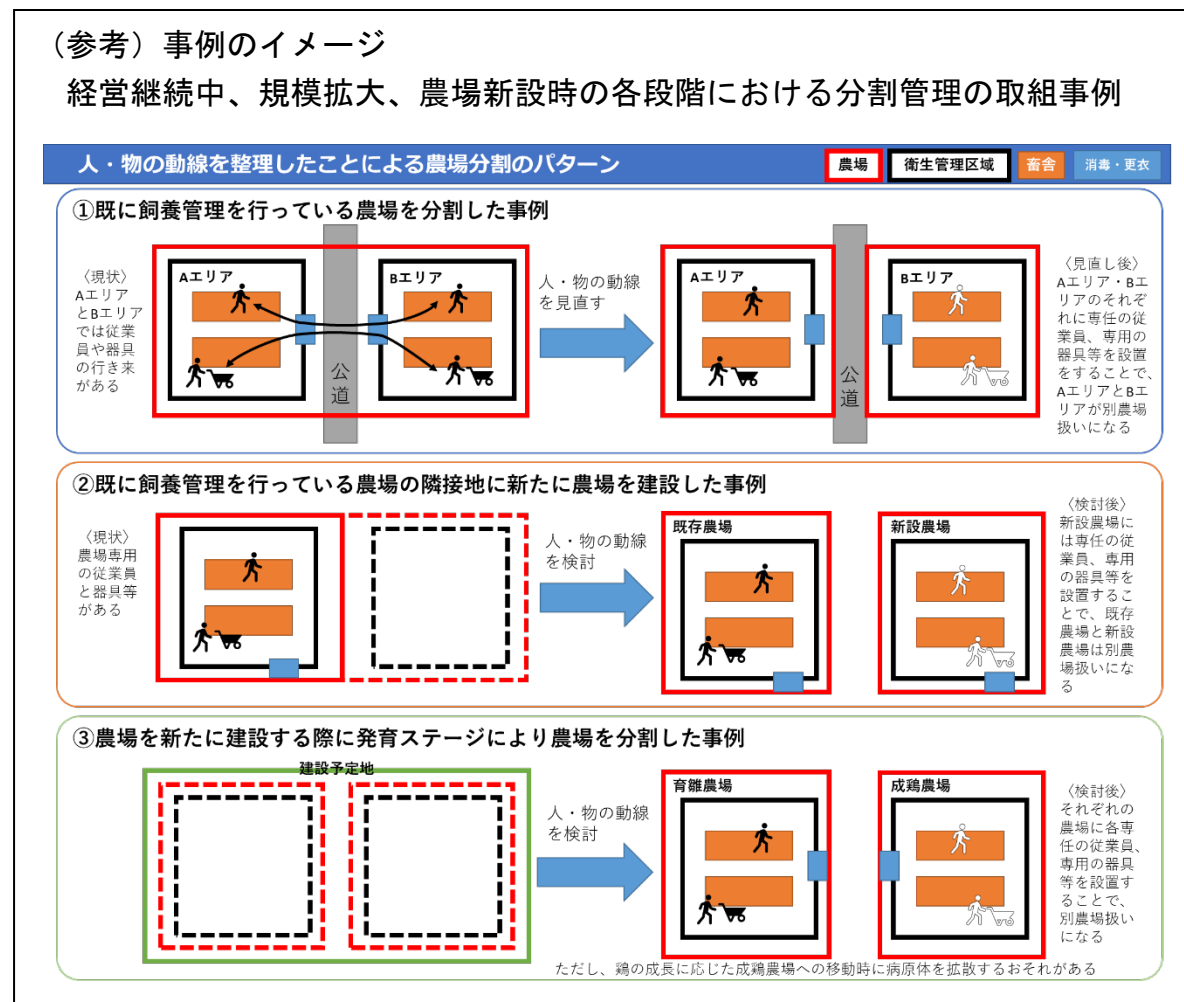
特定家畜伝染病が発生した際には、発生農場内で既に感染が広がっているおそれがあるため、まん延防止の観点から当該農場において飼養されている家畜は全て殺処分する必要がある。また、発生農場以外にも、発生農場で家畜の飼養管理を直接行っていた者が直接家畜の飼養管理を行っていた農場や、感染が確認された家畜と同居していた家畜を導入していたことが確認された農場等については、同様に感染が広がっているおそれがあるため、関連農場として殺処分の対象となる場合がある。

農場の分割管理は、あらかじめ農場を複数に分割し、さらに人・物等による交差汚染を取り除いておくことで、発生農場となる範囲を限定するだけでなく、分割後の発生農場以外の農場（以下「非発生農場」という。）の関連農場からの除外も図る取組である。具体的には、飼養衛生管理基準や防疫指針に基づき、1つの農場を複数の衛生管理区域に分け、分割した後の衛生管理区域をそれぞれ別の独立した農場として扱い、さらに農場ごとに人・物等の動線も分けて飼養衛生管理を行うものである。

都道府県は、家畜の所有者が農場の分割管理に取り組むに当たり、各農場の実態に合わせて適切な内容となるよう確認・指導を行う。

（参考）事例のイメージ

経営継続中、規模拡大、農場新設時の各段階における分割管理の取組事例



また、分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際には、別農場が隣接して存在することとなることから、まん延防止のためには早期発見・早期通報が極めて重要となる。なお、非発生農場は他の制限区域内的の農場と同様に、移動制限や発生状況確認検査等の対象となり、防疫指針に基づき都道府県が行う疫学調査の結果、非発

生農場で飼養する家畜が「疫学関連家畜」と判定された場合は、死亡頭羽数の報告、移動制限及び検査の実施等の対象となる。

(1) 特定家畜伝染病発生時に殺処分対象となる家畜の考え方

農場の分割管理に取り組む場合の殺処分対象の考え方は、特定家畜伝染病発生時に殺処分対象となる患畜又は疑似患畜（以下「患畜等」という。）を定める防疫指針に基づき、以下のとおりとする。

① 患畜等が確認された農場で飼養されている家畜

患畜等と判定された家畜と同一の農場内で飼養されている家畜については、例えば畜舎が異なる場合であっても、施設や飼養管理が完全に分かれていないなど、飼養衛生管理が共通しており、感染が広まっているおそれがあることから、殺処分の対象となる。

② 発生農場で直接家畜の飼養管理を行っていた者が、表1の右欄に掲げる日以降の期間に直接家畜の飼養管理を行った農場で飼養されている家畜

感染を広げるおそれがある期間（表1参照）に直接患畜等の飼養管理を行っていた者が飼養管理を行っていた農場は、人を介して感染が広まっているおそれがあることから、当該農場の家畜は殺処分の対象となる。

（表1）患畜等の直接の飼養管理を行っていた人に関連した疑似患畜を判定するために飼養管理の状況を確認する日数

疾病名	病性等判定日（※）から遡った日数
口蹄疫	7日目
豚熱	10日目
アフリカ豚熱	7日目
高病原性鳥インフルエンザ	7日目
低病原性鳥インフルエンザ	7日目

（※）病性等判定日：患畜等が確認された農場で患畜等と判定した日又は発症日（発症していた日が特定できる場合に限る。）をいう。

【参考】病性等判定日から遡った日数の数え方							
7日目	6日目	5日目	4日目	3日目	2日目	1日目	病性等判定日 (0日目)
							起点日

③ 表2の右欄に掲げる日以降の期間に患畜等と接触した家畜

病性等判定日から遡った一定の期間（表2参照）に患畜等と接触したことが明らかとなった家畜については、患畜等との接触により感染しているおそれがあることから、発生農場から移動していた場合であっても殺処分の対象となる。

また、この殺処分対象となる家畜を導入していたことが明らかとなった農場において、管理の状況などによりこの殺処分対象となる家畜を特定できない場合は、同居する家畜も殺処分の対象となる場合がある。

（表2）患畜等と接触していた家畜に関連した疑似患畜を判定するために接触

歴を確認する日数

疾病名	病性等判定日から遡った日数
口蹄疫	7 日目
豚熱	10 日目
アフリカ豚熱	7 日目
高病原性鳥インフルエンザ	7 日目
低病原性鳥インフルエンザ	7 日目

家畜の所有者は、農場の分割管理に取り組むに当たっては、分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際に、非発生農場で飼養する家畜が①から③までに該当しないようにする必要があるため、次の（２）から（４）までの対応を行う。

（２）衛生管理区域の設定（非発生農場で飼養する家畜が（１）の①に該当しないための措置）

１つの農場内を複数の衛生管理区域に分け、分割後の衛生管理区域をそれぞれ別の独立した農場として扱う。また、飼養衛生管理を見直し、分割後の各農場において飼養衛生管理基準を厳格に遵守する。

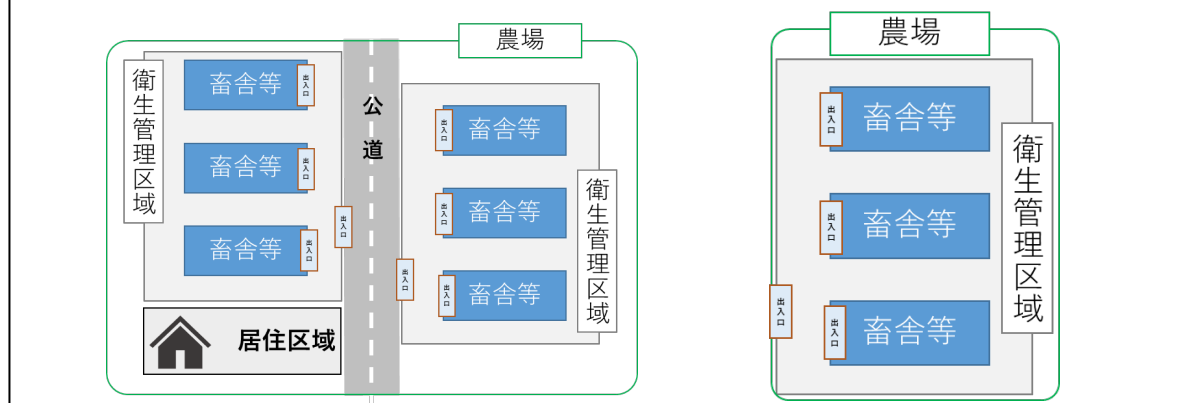
（参考）農場と衛生管理区域の関係性

法第 12 条の 4 に基づく定期の報告は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 21 条の 5 において農場ごとに行うこととされており、同条において、農場は「畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所」と定義されている。

一方、衛生管理区域は、飼養衛生管理基準において、「畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること」とされている。

農場と衛生管理区域の関係性を考えると、農場の方がより広い範囲を含む概念だが、家畜の飼養管理を行う者が消毒等を行わずに行動する範囲を全て含む衛生管理区域は農場の定義を最低限満たすことから、衛生管理区域を 1 つの農場と同義と考えることができる。

【農場及び飼養衛生管理区域は、個々の実情に応じて様々な設定があり得る】



(3) 飼養管理者の設定（非発生農場で飼養する家畜が（1）の②に該当しないための措置）

1つの農場において家畜の飼養管理を直接行った者は最低でも7日間（豚熱の場合は10日間）別の農場で家畜の飼養管理を直接行わないことが不可欠となる（表1及び表3参照）ため、畜種に関わらず、分割後の農場において家畜の飼養管理を直接行う者は、農場ごとに異なる者を設定することとする。

（表3）高病原性鳥インフルエンザを想定した場合の疑似患畜に該当する期間
（○：疑似患畜非該当 ×：疑似患畜該当）

日	月	火	水	木	金	土
○ 10日目	○ 9日目	○ 8日目	× 7日目	× 6日目	× 5日目	× 4日目
× 3日目	× 2日目	× 1日目	病性等 判定日 (0日目)			

なお、「家畜の飼養管理を直接行う者」とは、飼料給与や健康観察等の飼養管理を行い、日常管理の中で家畜に接触する者である。このため、堆肥処理等、家畜に接触することなく畜舎外での作業のみを行う者は除外されるが、畜舎内に立ち入る者については、具体的な作業内容等から個別に判断する必要がある。

また、作業内容等に関わらず、農場や畜舎に出入りする際には消毒等の必要な措置を実施しなければならない。

（参考）同一の者を複数の農場の飼養管理者に設定する場合

複数の農場の飼養管理を同一の者に行わせた場合には、当該者が直接飼養管理を行う家畜は全て（1）の②に該当することとなる。

ただし、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ（本項目において対象疾病という。）については、以下の条件を満たすことで、当該者が直接飼養管理を行った家畜についても、疑似患畜から除外される場合がある。

（発生農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合の協議）

患畜等の直接の飼養管理を行っていた者が直接飼養管理を行っていた発生農場以外の全ての農場において、

- ・対象疾病感染が否定されていること
- ・発生時の立入検査の際に飼養衛生管理基準の遵守が確認されていること
- ・発生時の立入検査の際に衛生管理区域内等への入場時のシャワーイン又は衛生管理区域への入場時に専用衣服・長靴の着用に加えて、マスク、メディカルキャップを着用し、退出時に洗顔を行う等のシャワーインと同等の措置や飼養管理等に関連する器材及び車両が農場ごとに専用であるなどの

発生予防・まん延防止対策の実施が確認されていること（次頁へ続く。）など、豚熱の防疫指針の留意事項 47、アフリカ豚熱の防疫指針の留意事項 21 又は高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫指針の留意事項 20 に掲げる事項が全て措置されていることが確認された場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議の上、当該農場で飼養する家畜を疑似患畜から除外することができる。

これを踏まえ、分割管理に取り組むに当たり同一の者を複数の農場の飼養管理者に設定することを検討する際には、農場の飼養衛生管理体制について家畜保健衛生所と確認の上、対応を検討する必要がある。

加えて、家畜伝染病発生時の立入検査について、発生農場と飼養管理者の交差（直接の飼養管理の実施）があった全ての農場の全ての畜舎で飼養されている家畜に異状がないことの確認や、当該農場の飼養衛生管理の遵守状況が厳格に遵守され、発生予防措置を強化する事項として留意事項に定められた内容が実施されていること等を確認する必要がある。このため、都道府県は、あらかじめ家畜保健衛生所の確認体制を検討しておく必要がある。

（４）家畜の隔離（非発生農場で飼養する家畜のうち、（１）の③に該当するものを限定するための措置）

患畜等と接触していた家畜については、感染しているおそれがあることから殺処分対象となることは避けられない。このため、導入家畜（発生農場から移動してきた２（１）③に該当する家畜をいう。以下この項において同じ。）については殺処分対象となる。

一方で、非発生農場で飼養されている導入家畜以外の家畜については、飼養衛生管理基準に規定された「家畜を導入する際の健康観察等」を適切に実施し、導入家畜を隔離することで殺処分対象から除外することができる。

具体的には、平時から農場に導入される家畜について、表２に記載の日数以上の期間を他の家畜と直接接触させないように畜舎、畜房等を分けて隔離し、隔離期間中は異状がないことを確認する。

なお、隔離期間中に導入家畜に異状があり、検査の結果、特定家畜伝染病の患畜等と判定された場合については、当該農場が発生農場となることから、（１）の①に該当することとなる。

3. 農場の分割管理の進め方

(1) 方針の決定

家畜の所有者は、殺処分頭羽数の抑制といった発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場の分割管理を検討し、取り組むことを決定した際には家畜保健衛生所に相談の上、農場の分割管理を検討することができる。あわせて、当該農場の全ての従業員に対して農場の分割管理に取り組むことを周知し意識の統一を図る。また、関係事業者に対しても適切な時点で周知する。

相談を受けた家畜保健衛生所は、飼養衛生管理基準や防疫指針に鑑みて各農場の実態に合わせた指導を実施する。

なお、都道府県は、飼養衛生管理基準や防疫指針等の解釈など農場の分割管理の取組を実施する上での疑義が生じた場合は、必要に応じて農林水産省消費・安全局動物衛生課まで確認を行う。

(2) 衛生管理区域の設定の検討

家畜の所有者は、生産規模や飼養管理者の人数、飼養管理の動線などを考慮しつつ、飼養衛生管理基準の「衛生管理区域の設定」の項に基づき、1つの農場内を複数の衛生管理区域に分け、分割後の衛生管理区域をそれぞれ別の独立した農場として扱う。この際、2の(3)のとおり飼養管理者については、農場ごとに異なる者を設定する。

また、新たに設定した衛生管理区域が隣接する場合には、柵等を整備するなど、人・車両の行き来が容易に出来ないように境界を明確化するために必要な方法を家畜保健衛生所に相談の上検討する。

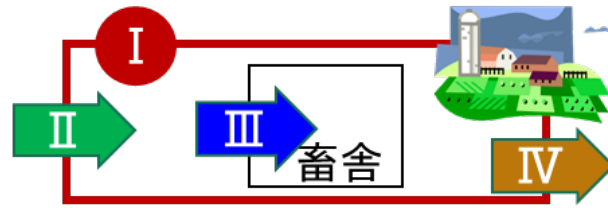
あわせて、分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際に、非発生農場の飼養管理が支障なく継続して行われるよう、対応をマニュアル化するなどあらかじめ発生時の対応を検討しておく。

(3) 農場への出入り時に遵守すべき飼養衛生管理の設定

家畜の所有者は、飼養衛生管理基準のⅡ及びⅣに定められた手指・車両・物品等消毒並びに専用衣服及び長靴の交換等の衛生管理区域に出入りする際に遵守すべき事項を、分割後の農場ごとに遵守するための管理方法を検討し、その中で必要な設備や機材の整備等について家畜保健衛生所に確認の上、農場ごとに獣医師等専門家（担当の獣医師、家畜防疫員等）の意見を反映させた飼養衛生管理マニュアルを作成する。

作成したマニュアルについては、家畜保健衛生所の確認を受ける。

【飼養衛生管理基準の概要】



I 家畜防疫に関する基本的事項

- ・ 衛生管理区域の設定
⇒ 病原体の侵入とまん延の防止を重点的に実施
- ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成
⇒ 関係者全員の取組水準を確保
- ・ 獣医師等の健康管理指導
⇒ 適切・効果的・効率的な取組

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

- ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴
⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
- ・ 区域立入時の手指・車両の消毒
- ・ 物品は農場専用（やむを得ない場合は適切に洗浄・消毒）
⇒ 病原体の低減
- ・ 野生動物の侵入防止
⇒ 区域内の飼料、機材等を介した伝播を防止

III 衛生管理区域内における汚染拡大防止

- ・ 区域内の整理整頓、ねずみ駆除
⇒ 野生動物による畜舎内への病原体持込み防止
- ・ 施設、器具、機材の洗浄・消毒
⇒ 病原体の低減
- ・ 畜舎立入時の手指消毒
⇒ 病原体の持込み防止

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

- ・ 区域外出時の手指・車両の消毒、
⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
- ・ 家畜の健康観察(出荷、移動等)
⇒ 病原体の拡散防止
- ・ 特定症状の確認(早期通報、出荷・移動等)
⇒ 病原体の拡散防止

(4) 農場の分割後の飼養衛生管理の徹底

家畜の所有者は、(2) 及び (3) により必要な設備等の整備が生じた場合は、これを行い、農場を分割した後は、分割した農場ごとに、飼養衛生管理基準を厳格に遵守するとともに、法第 12 条の 4 に基づく定期の報告を行う。なお、隣接して別農場が存在することから、病原体の拡散防止を図るため、特に異状の早期発見及び家畜保健衛生所への早期通報を徹底すること。

また、(2) 及び (3) で検討・設定したとおりの飼養衛生管理が行われているか、家畜保健衛生所により農場の分割管理の運用開始時の確認及び開始後は毎年複数回の確認を受ける。

なお、家畜保健衛生所は、当該農場における飼養衛生管理基準の状況を立入、電話、写真等の都道府県の飼養衛生管理指導等計画で定めた方法により必要に応じて随時、確認することとする。

(参考) 飼養衛生管理の徹底のための取組

農場 HACCP では、飼養衛生管理基準を基礎として一般的衛生管理プログラムを確立し、必要に応じてモニタリングや記録を行うこととしている。また、作業手順の文書化や教育訓練なども含まれているため、分割管理を行う上でもソフト対策として有効な取組の一つである。

4. 農場の分割管理の検討にあたっての留意点

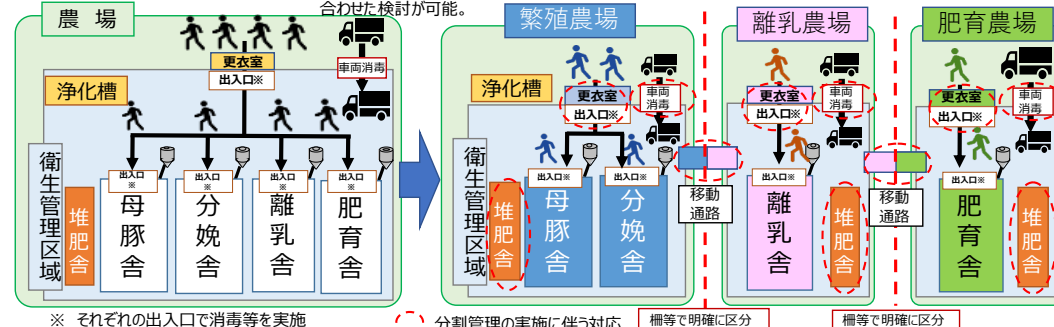
(1) 養豚農場における留意点

養豚においては、繁殖、肥育、一貫経営等の経営形態があり、繁殖、離乳、肥育等豚の生産ステージに応じて豚舎を分けるなど、農場ごとに様々な形態で飼養管理が行われており、生産ステージ間での豚の動きが頻繁にあるという特徴がある。このため、分割管理を行う単位についても、農場の実情に合わせた検討が必要となる。

養豚農場における分割管理の適用イメージ

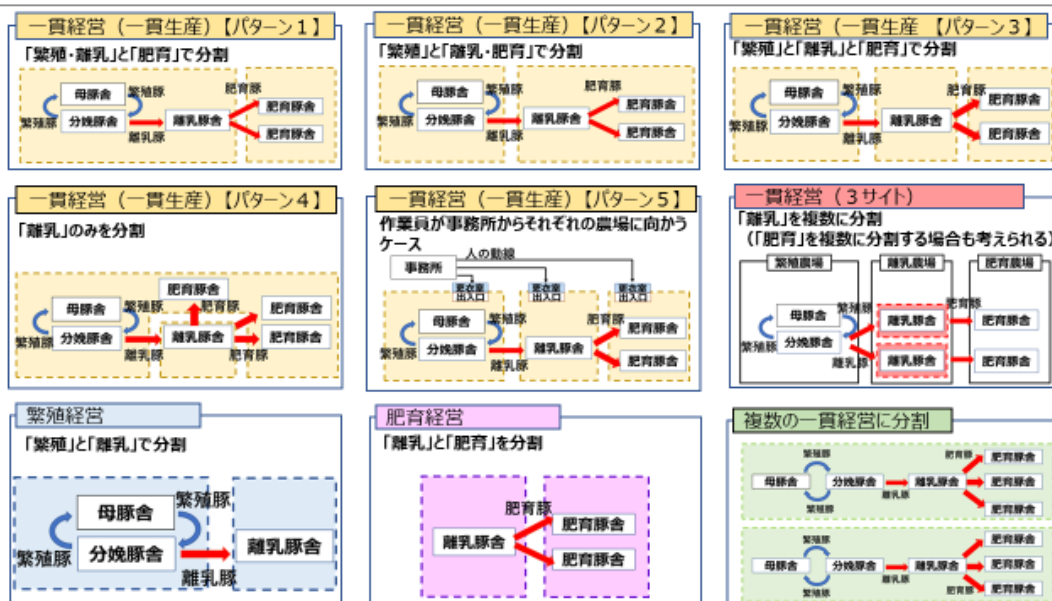
- 分割管理を適用する場合には、
 - (1) 隣接する衛生管理区域の境界に柵等をして、**分割後の農場を明確に区分**
 - (2) 分割後の農場ごとに **作業者を分けるとともに、車両や作業者の出入口を設け、それぞれ消毒等を実施**。
 - (3) 発生時の影響を考慮し、**堆肥舎等は原則、共同利用しない**（共同利用する場合は、衣服の交換、消毒等を徹底）等を行う必要がある。
- 特に、養豚農場においては、
 - (1) 農場間の豚の移動が多いため、
 - ① 豚を移動させる際に、**移動通路を使う場合は、作業員が交差しないよう作業**し、またはトラック等を使って**移動させる場合は、それぞれの農場の入退場時に消毒等を実施**するなどが必要。
 - ② 導入した豚は、一定期間、他の豚との隔離を実施（豚熱は 10日間）
 - (2) 設置していることが多い排水処理の浄化槽の取扱いとして、分割後の農場間で **共用可能だが、発生時に非発生農場の経営が継続できる方法で防疫措置を実施** する必要がある。

【養豚農場で分割管理を行う場合のイメージ】 区分する単位は、繁殖と離乳は一体とする、肥育のみを複数に分ける、複数の一貫に分けるなど、農場の実情に合わせた検討が可能。



養豚農場における分割管理の模式図

- 実際の養豚農場においては、豚舎の配置や豚の移動など、農場ごとに異なる部分が多いことから、様々な分割管理の取り方が検討しうが、模式図として例示する。
- あくまで例示であり、これ以外にも農場の意向や実態を踏まえて単位を検討する必要がある。

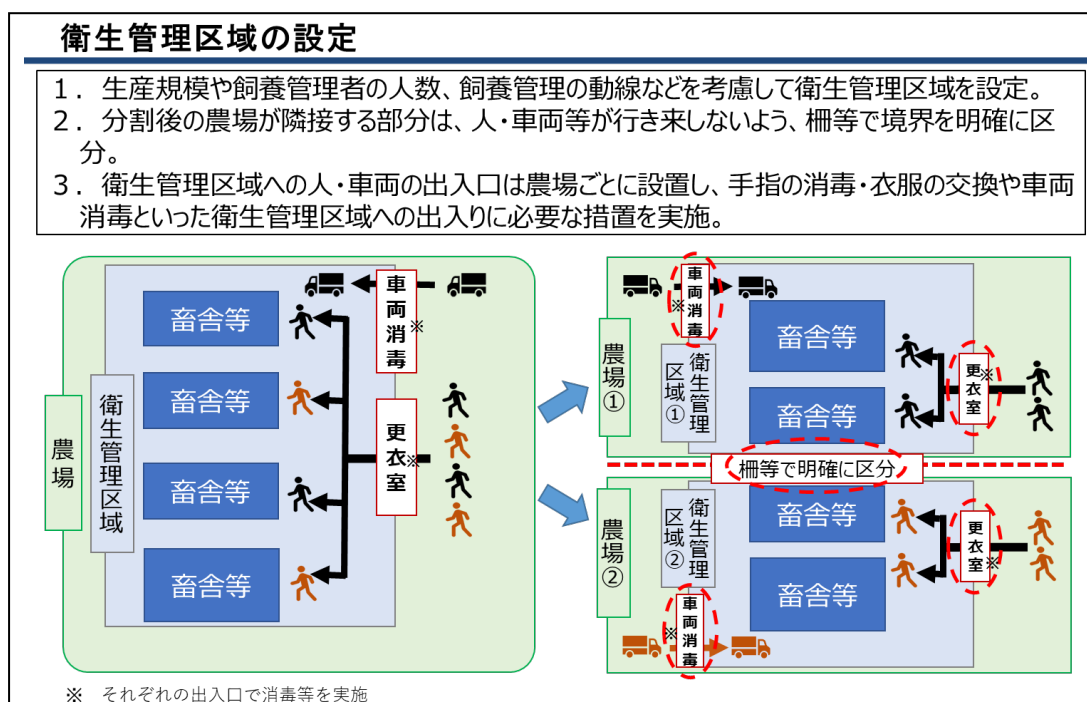


① 衛生管理区域の設定

ア 農場ごとの出入口の設定

分割管理を行うに当たっては、元々1つの農場であって人・車両等の行き来があった場所を区分するため、その境界を明確にし、農場ごとに専用の出入口を設ける。

また、人の出入り時に必要となる手指消毒や衣服・靴の交換を行うための更衣室等の設備や、車両の出入り時に必要となる車両消毒設備等、衛生管理区域の入退場時に必要な対応を行うための設備を整備する。



イ 農場間の境界の明確化

隣接する農場の境界には柵等を設置するなど、人・車両等の行き来が容易に出来ないように境界を明確に区分する。

なお、豚又はいのししの飼養農場のうち、野生いのししの生息地域に所在する農場においては、飼養衛生管理基準に基づき、防護柵の設置が必須であるが、既に衛生管理区域の外周に防護柵が設置されており、分割管理の実施によって新たに農場の境界を設けることで分割後の農場に野生いのししが侵入するおそれがない場合は防護柵以外とすることもできる。

(参考) 境界を明確化するための柵等の一例

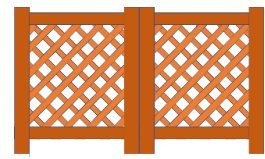
積雪のある地域では雪による破損が生じないようにするなど、地域の実態に合わせて設置する。



防護柵

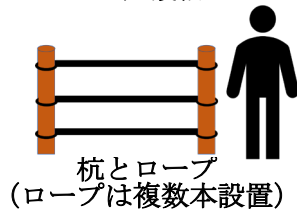


フェンス

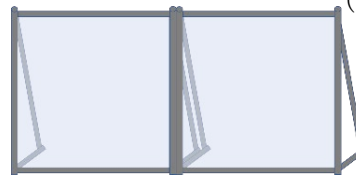


園芸用のフェンス

(固定されたもの)



杭とロープ
(ロープは複数本設置)



ネット (固定されたもの)

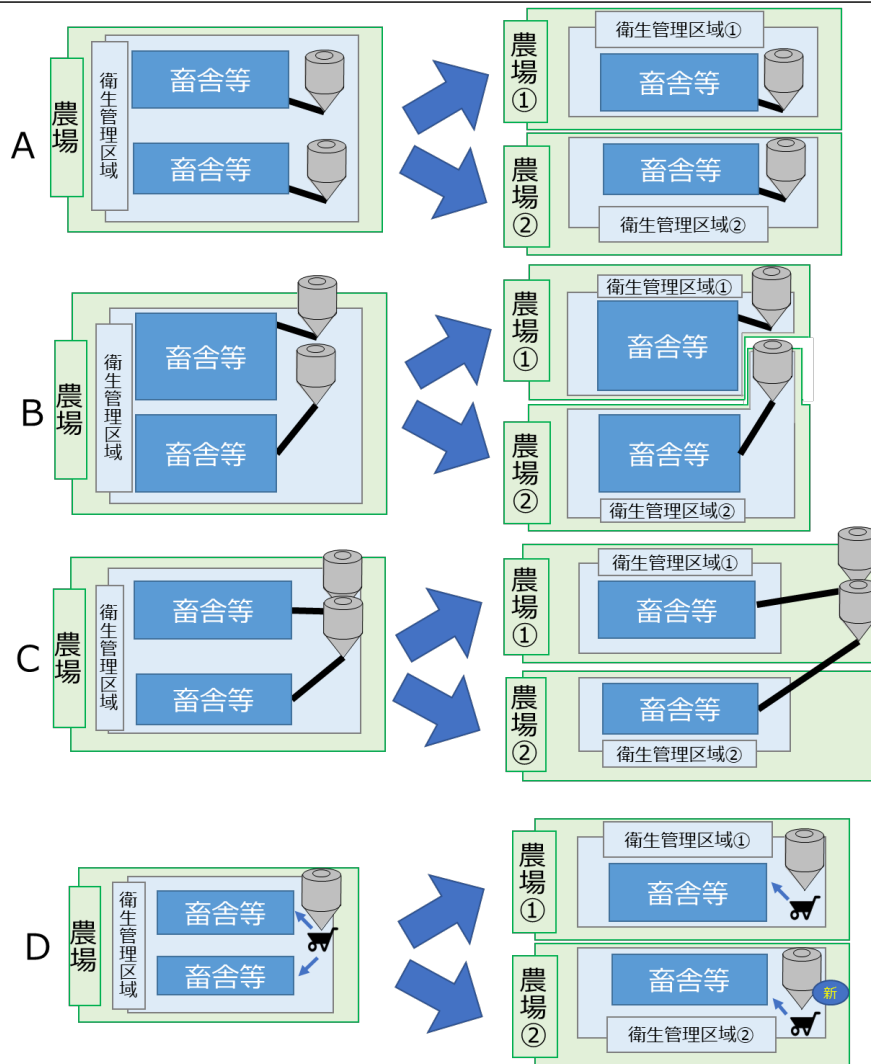
ウ 飼料タンクや保管庫の取扱い

飼料タンクや保管庫など、家畜と直接接触する可能性がある物を保管する施設は、病原体に汚染されるおそれがあることから、原則、衛生管理区域内に配置する必要がある。ただし、飼料タンクからパイプラインでそれぞれの畜舎に飼料が直送されている場合は、当該飼料タンクを衛生管理区域外に設定することもできる。

また、飼料タンクから一輪車に直接飼料を出して畜舎ごとに運んでいる場合は、農場ごとに新たに飼料タンク等の飼料保管場所を設け、運搬動線を農場ごとに設定する。

飼料タンクの対応

- A, B. 飼料タンクがパイプラインでそれぞれの畜舎に繋がっている場合、畜舎に合わせて衛生管理区域を設定
 C. 分割前の農場の衛生管理区域内に飼料タンクがあり、分割に当たって、飼料タンクをそれぞれの衛生管理区域に分けられない場合は、飼料タンクを衛生管理区域外に設定
 D. 飼料タンクから、一輪車等で各畜舎に飼料を搬入していた場合、分割後の衛生管理区域ごとに飼料タンクを設置



エ 畜舎間の地下で共有される施設の取扱い

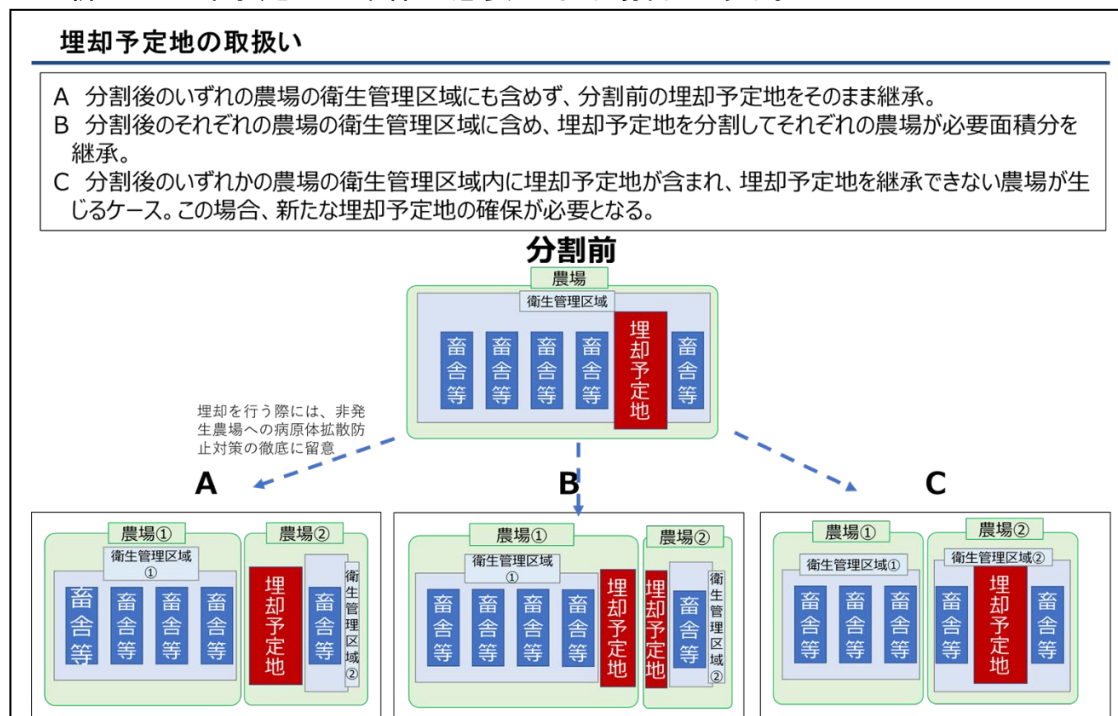
除糞ベルトやピット等を畜舎間で共有している場合、これらの施設を介して野生動物等が畜舎間を行き来するなど、病原体を広めるおそれがある。このため、これらの施設については分割する農場間で共有しないようにする。なお、ピットへの蓋の設置や施設の構造等により農場間で病原体を広めるおそれがないと判断出来る場合はこの限りではない。

オ 防疫措置における作業動線の検討

分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際に備え、非発生農場が日常の飼養管理を行うに当たり、飼料の搬入経路の確保など、飼養管理に支障がないよう防疫措置を実施する上での作業動線を考慮する。

カ 農場敷地内で確保されていた埋却予定地の取扱い

埋却予定地については、分割管理前の農場の飼養頭数に必要な面積は既に確保されていることから、必ずしも追加の土地を確保する必要はないものの、農場敷地内に埋却予定地を準備していた場合、衛生管理区域の設定によっては新たに埋却予定地の確保が必要となる場合がある。



② 手指消毒等の実施及び車両・物品等の取扱い

飼養衛生管理基準に基づき、分割しようとする農場ごとに作業者を分け、手指消毒・衣服・靴の交換等を実施する。また、車両や物品等については、原則分割後の農場ごとに専用のもを使用し、やむを得ず共用する場合は他の農場への入場及び退場ごとに洗浄・消毒・乾燥からなる消毒の一連の工程を適切に実施する。

③ 農場間で豚を移動させる場合の管理等

豚の移動に移動通路やケージ等を用いる場合は、移動の前後で洗浄・消毒等を適切に実施するとともに、農場の境界部分は豚の移動時以外は扉、ゲート等で閉鎖しておき、豚の移動時には作業者が交差しないよう作業する。移動通路については、洗浄の際の排水が農場間をまたいで流れ込むことがないように勾配や境界部分に排水溝を設けるなどの措置を講じる。また、トラック等を用いて豚を移動させる場合も、荷台等を移動の前後で洗浄・消毒等するとともに、それぞれの農場の入退場時に消毒等必要な措置を適切に実施する。移動先の農場では、2（4）に記載された家畜の隔離と異状がないことの確認を適切に実施する。

④ 共同利用施設の取扱い

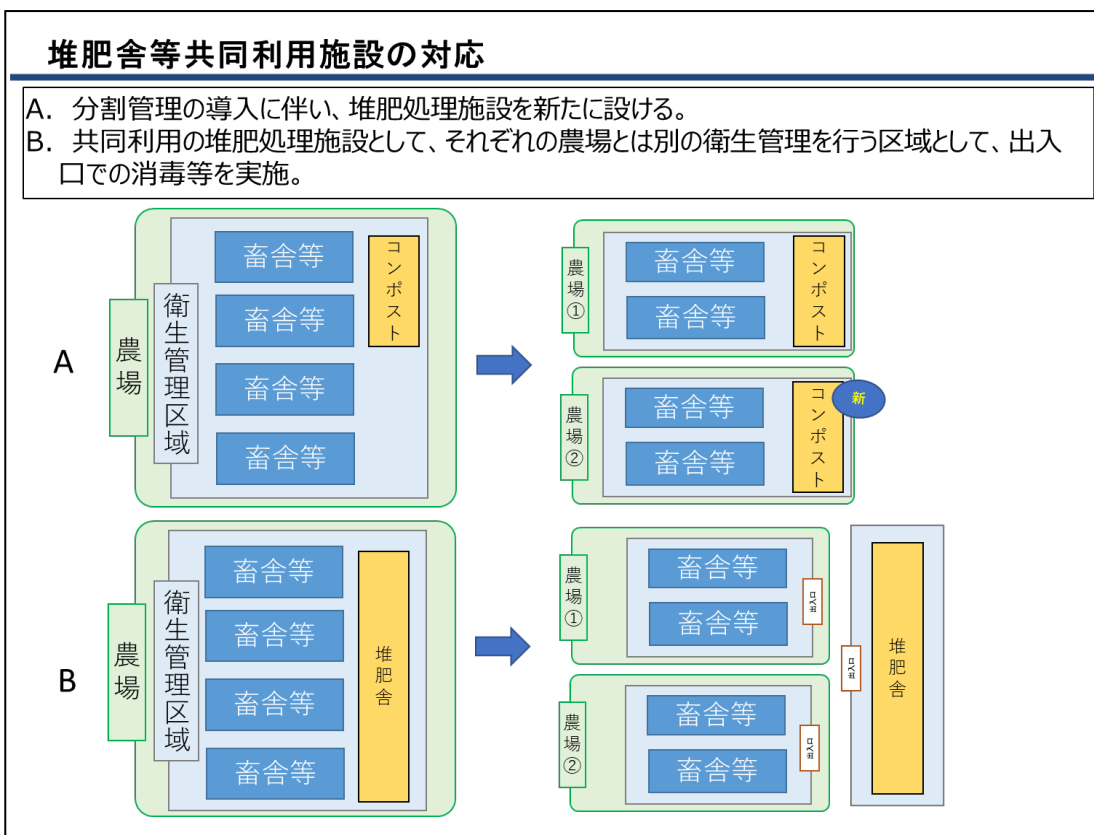
ア 堆肥舎等の取扱い

特定家畜伝染病発生時には、防疫対応のために数か月間施設が使用できなくなる場合もあることから、非発生農場の飼養管理の継続に支障が出る可能性を考慮し、原則、死体保管庫や堆肥舎等の施設は農場ごとに設ける。

共同利用する場合には、共同利用施設内において農場ごとの区画を決めて

おく、各衛生管理区域内に一時的な保管施設を用意しておくといった特定家畜伝染病発生時に非発生農場の飼養管理を継続するための措置に備えるとともに、当該共同利用施設を独立した衛生管理区域として設定し、衣服や靴の交換、車両の消毒等衛生管理区域に入退場する際に必要な対応を行う。

また、作業時間を分けるなど動線が交差しないようにするとともに、原則重機等は分割後の農場ごとに専用のものを使用することとし、やむを得ず共用する場合は農場ごとの作業の前後及び当該施設への出入り時に洗浄・消毒・乾燥からなる消毒の一連の工程を適切に実施する。



イ 浄化槽の取扱い

浄化槽を区画分けすることは困難であることから、農場分割を行う際には、まず既存の浄化槽の共同利用を検討することとなる。共同利用にあたって作業動線が交差する場合は、当該共同利用施設を独立した衛生管理区域として設定し、衣服や靴の交換、車両の消毒等衛生管理区域に入退場する際に必要な対応を行う。

特定家畜伝染病発生時には浄化槽を稼働させながら防疫措置を実施する必要がある。

封じ込め措置を行い静置する場合は浄化槽を密閉した上で対象ウイルスが不活化される期間（対象ウイルスによっては3か月程度）静置する必要があることから、浄化槽を利用できない期間が生じる。

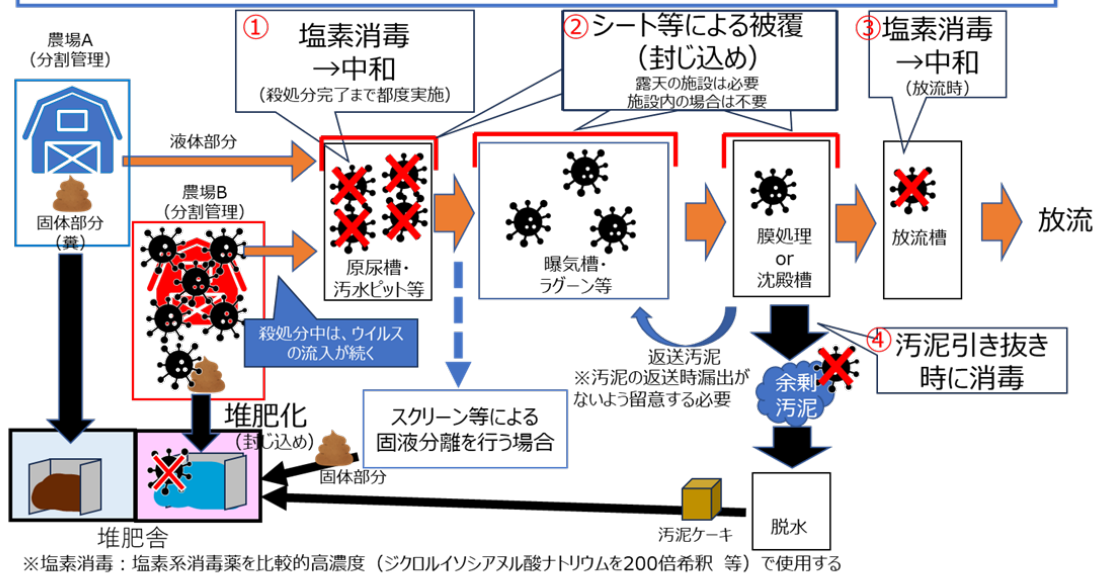
消毒の場合は有効な消毒薬の投入による消毒を実施した後、pH の調整等放流に必要な措置を実施した上で放流し、再稼働することが可能となるが、曝気槽等を消毒した場合、活性汚泥が使えなくなる可能性がある。

これらのことから浄化槽を共同利用する際は、防疫措置を行う際に曝気槽等に存在する活性汚泥に影響を与えないよう、排せつ物が曝気槽等

に達する前の当該排せつ物の消毒及び当該消毒に用いた消毒薬の中和、開口部をシートで被覆するなどの封じ込めを行いながらの曝気槽等の稼働、放流槽等における放流水の消毒及び当該消毒に用いた消毒薬の中和（放流水の放流ごとに実施）など、防疫措置をどのように行うか事前に検討しておくことが必要である。

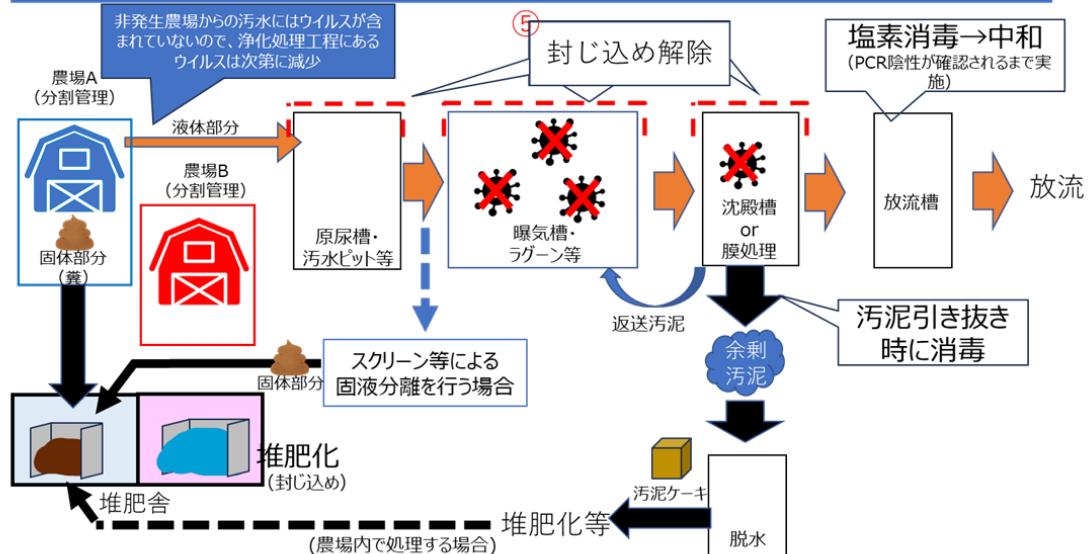
浄化処理施設を稼働させつつ、豚熱・アフリカ豚熱ウイルスを消毒する方法の一案

- ①曝気槽前工程において、発生農場から流入した污水について、塩素消毒を行い、ウイルスを不活化。
- ②曝気槽等はシート等による被覆（封じ込め）を行い、拡散防止を図りつつ、稼働。
- ③曝気槽後工程において、放流前に塩素消毒を行い、環境中へのウイルス拡散を防止。
- ④余剰汚泥は引き抜く際にバキュームカー内等で消毒を実施。



- ⑤殺処分完了後は農場Aの污水のみが浄化処理施設に流入するので、曝気槽内のウイルス量が経時的に減少していくため、曝気槽の水理学的滞留時間（※）を経過した時点でPCR検査を行い、陰性を確認した上で封じ込めを解除。

（※）汚水が処理槽内に滞留する時間。（処理槽の容量/1日当たりの汚水流入量）



また、曝気槽では、曝気に伴って汚水が飛沫となって飛散しているおそれがある。分割管理後は、複数の農場が近接していることから、平時から飛散防止措置を講じておくことが必要である。曝気槽に覆蓋を設けるなどの措置が望ましいが、例えば、農薬散布時のドリフト防止対策として使われる飛散防止ネットを曝気槽の外周に張るなど、当該施設で実施可能な飛散防止措置を行う。

⑤ 農場に出入りする者の管理等

関連事業者についても、②に関する事項を遵守する必要があることから、関連事業者に対し、入退場のルールが変わることについて事前に周知を行い、遵守するために必要な体制を構築してもらう必要がある。

⑥ 分割管理後の農場で発生した場合に備えた豚の移動先の検討

例えば、一貫経営の農場が繁殖農場・離乳農場・肥育農場の3農場に分ける分割管理を行った後、離乳農場において特定家畜伝染病が発生した場合、豚の出荷先を失った繁殖農場では、農場内に離乳豚が滞留する事態が想定される。このような状況に備えて、移動制限解除後等に繁殖農場から肥育農場に直接離乳豚を出荷するなど、平時と同様の豚の移動が困難となる状況を想定し、農場ごとの実態に合わせた豚の移動先を事前に検討する。

⑦ その他留意すべき点

ア 防疫措置実施時の感染拡大防止対策

特に分割後の農場が隣接する場合は、万が一特定家畜伝染病が発生した際に防疫作業に伴う病原体の拡散防止を図るため、防疫指針に記載された消石灰等の散布や粘着シート、殺鼠剤の散布等に加えて、隣接農場との境界にブルーシート又はパネルの設置や畜舎の排気口へのフィルター設置、畜舎内で

(参考) 防疫措置の実施に伴い講じる措置の一例



畜舎周囲の粘着シート設置

(防鳥ネットの内側に設置するなど野鳥等を錯誤捕獲しないよう留意)



隣接農場との境界のフェンスへの
ブルーシート設置



畜舎へのブルーシート設置

の消毒液等の噴霧による粉塵飛散防止対策等、防疫措置の実施に伴い非発生農場に伝播させないための措置を講じる必要があることから、農場の構造などを勘案してあらかじめ必要となる措置を検討し、資材の備蓄などの準備を行う。

イ 畜舎からの排気を考慮した衛生管理区域の設定

農場内の畜舎配置から入気口と排気口が近接している畜舎については、可能な限り同一の農場として区域を設定する。

ウ 分割後の農場間の立地を踏まえた措置

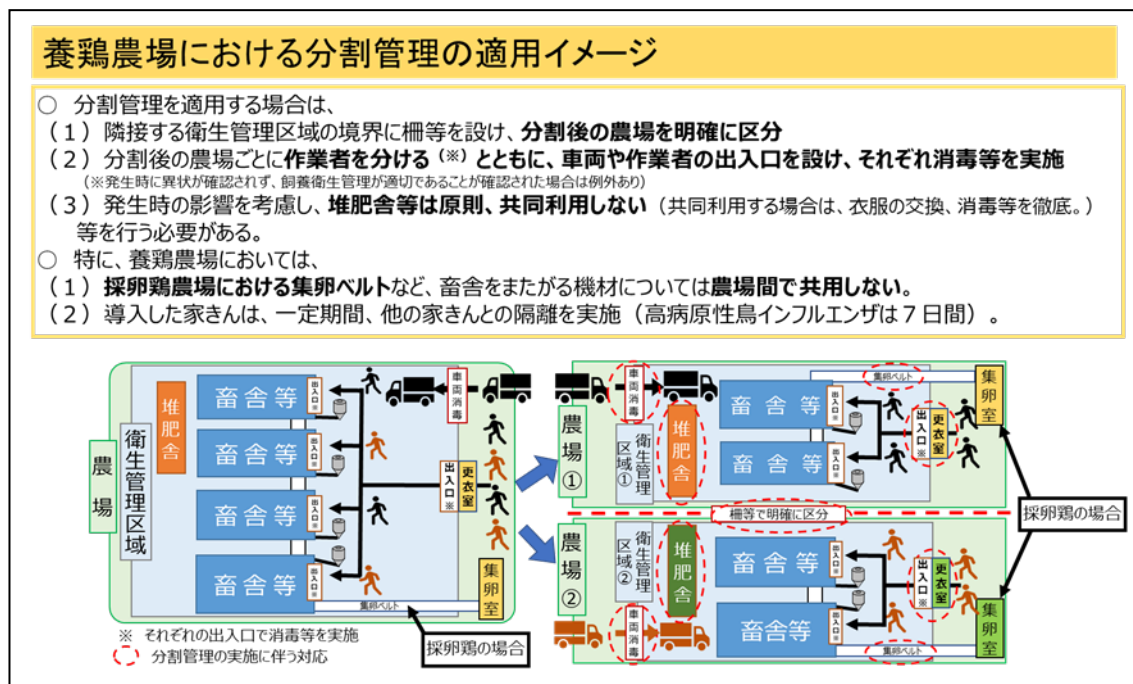
分割後の農場間に高低差があり、農場の境界部分が斜面となる場合には、雨水等によって病原体が流れ込む懸念があることから、農場の境界に側溝を設けるなどの措置を講じることが望ましい。

(2) 家きん飼養農場における留意点

採卵鶏については、集卵や除糞ベルトの取扱いに留意する必要があるが、肉用鶏については、これらの設備が無く、加えて、鶏以外の家きんについては、あひる等では採卵鶏・肉用鶏に類似した部分もあるが、鳥種ごとの特徴に合わせた飼養管理が行われている。

このため、それぞれの飼養形態に合わせた検討が必要となる。

① 衛生管理区域の設定



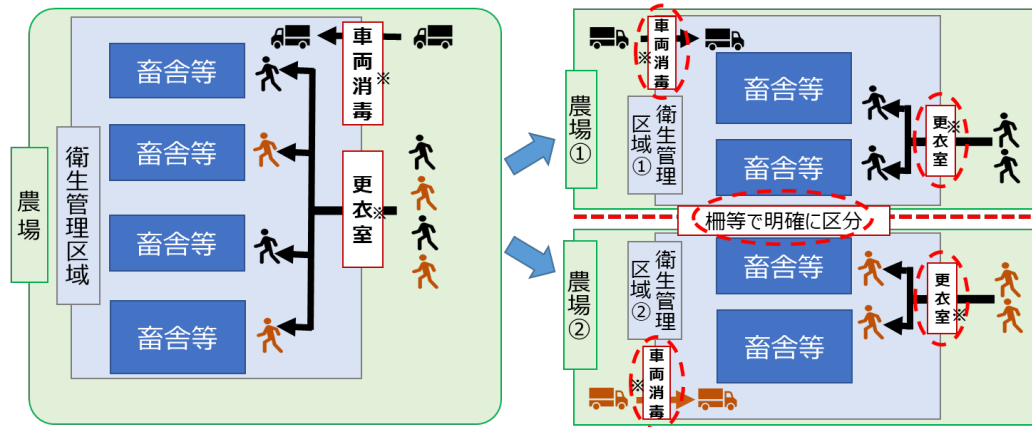
ア 農場ごとの出入口の設定

分割管理を行うに当たっては、元々1つの農場であって人・車両等の行き来があった場所を区分するため、その境界を明確にし、農場ごとに出入口を設ける。

また、人の出入り時に必要となる手指消毒や衣服・靴の交換を行うための更衣室等の設備や、車両の出入り時に必要となる車両消毒設備等、衛生管理区域の入退場時に必要な対応を行うための設備を整備する。

衛生管理区域の設定

1. 生産規模や飼養管理者の人数、飼養管理の動線などを考慮して衛生管理区域を設定。
2. 分割後の農場が隣接する部分は、人・車両等が行き来しないよう、柵等で境界を明確に区分。
3. 衛生管理区域への人・車両の出入口は農場ごとに設置し、手指の消毒・衣服の交換や車両消毒といった衛生管理区域への出入りに必要な措置を実施。



※ それぞれの出入口で消毒等を実施

イ 農場間の境界の明確化

隣接する農場の境界には柵等を設置するなど、人・車両等の行き来が容易に出来ないように境界を明確に区分する。

(参考) 境界を明確化するための柵等の一例

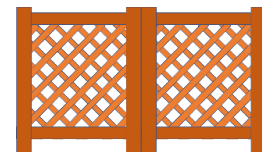
積雪のある地域では雪による破損が生じないようにするなど、地域の実態に合わせて設置する。



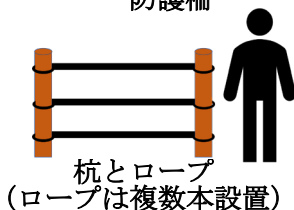
防護柵



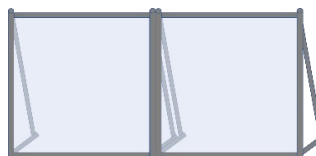
フェンス



園芸用のフェンス
(固定されたもの)



杭とロープ
(ロープは複数本設置)



ネット (固定されたもの)

ウ 飼料タンクや保管庫の取扱い

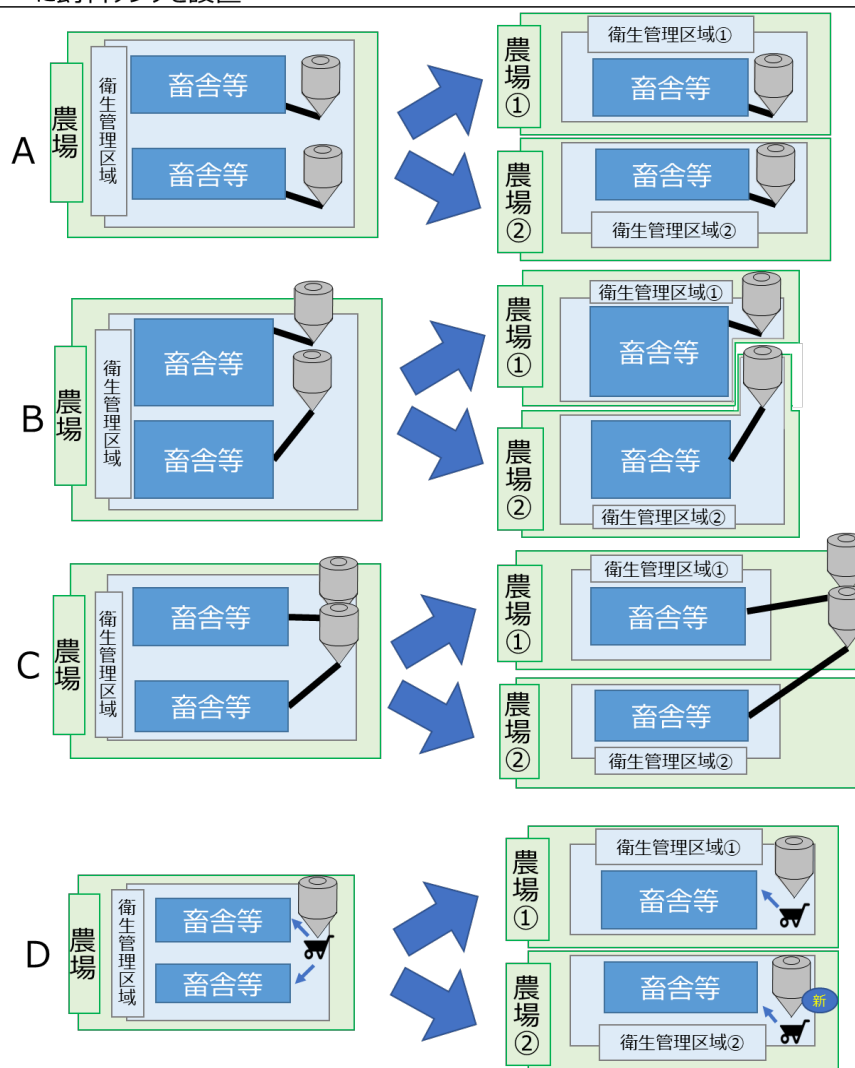
飼料タンクや保管庫など、家きんと直接接触する可能性がある物を保管する施設は、病原体に汚染されるおそれがあることから、原則、衛生管理区域内に配置する必要がある。ただし、飼料タンクからパイプラインでそれぞれの家きん舎に飼料が直送されている場合は、当該飼料タンクを衛生管理区域外に設定することもできる。

また、飼料タンクから一輪車に直接飼料を出して家きん舎ごとに運んでい

る場合は、農場ごとに新たに飼料タンク等の飼料保管場所を設け、運搬動線を農場ごとに設定する。

飼料タンクの対応

- A, B. 飼料タンクがパイプラインでそれぞれの畜舎に繋がっている場合、畜舎に合わせて衛生管理区域を設定
 C. 分割前の農場の衛生管理区域内に飼料タンクがあり、分割に当たって、飼料タンクをそれぞれの衛生管理区域に分けられない場合は、飼料タンクを衛生管理区域外に設定
 D. 飼料タンクから、一輪車等で各畜舎に飼料を搬入していた場合、分割後の衛生管理区域ごとに飼料タンクを設置



エ 家きん舎間の地下で共有される施設の取扱い

除糞ベルトやピット等を家きん舎間で共有している場合、これらの施設を介して野生動物等が家きん舎間を行き来するなど、病原体を広めるおそれがある。このため、これらの施設については分割する農場間で共有しないようにする。なお、ピットへの蓋の設置や施設の構造等により農場間で病原体を広めるおそれがないと判断出来る場合はこの限りではない。

オ 防疫措置における作業動線の検討

分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際に備え、非発生農場が日常の飼養管理を行うに当たり、飼料の搬入経路の確保など、飼養管理に支障がな

いよう防疫措置を実施する上での作業動線を考慮する。

カ 集卵ベルトの取扱い

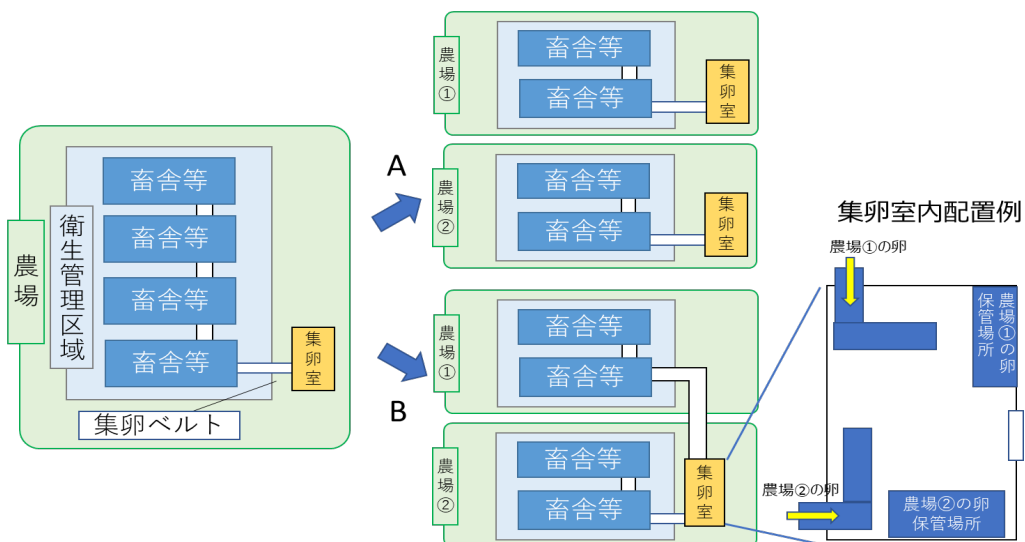
(ア) 分割後の農場間において集卵ベルトを共用しない場合

採卵鶏において集卵ベルトが鶏舎間を貫通している場合、病原体に汚染されたおそれのある物品が鶏舎間を移動することとなるため、農場間で集卵ベルトを共用しないようにする。

集卵室を共用する場合は、作業時間や区画を分けるなど動線が交差しないようにするとともに、集卵した卵は農場毎に分けて保管しておくことが望ましい。

集卵ベルトの配置例

- A. 分割後の農場ごとにそれぞれ集卵ベルト及び集卵室を設ける。
B. 分割後の農場ごとに集卵ベルトを設け、集卵室は共用とする。この場合、発生農場由来の集卵室内の卵は汚染物品となることから、保管場所を分けておくことが望ましい。



(イ) 分割後の農場間において集卵ベルトを共用する場合

(ア)の方法を行うことが困難な場合は、特定家畜伝染病発生時に以下の対応が行えることを予め確認しておく。

a 集卵ベルトを介した発生農場から非発生農場への卵の搬入防止措置

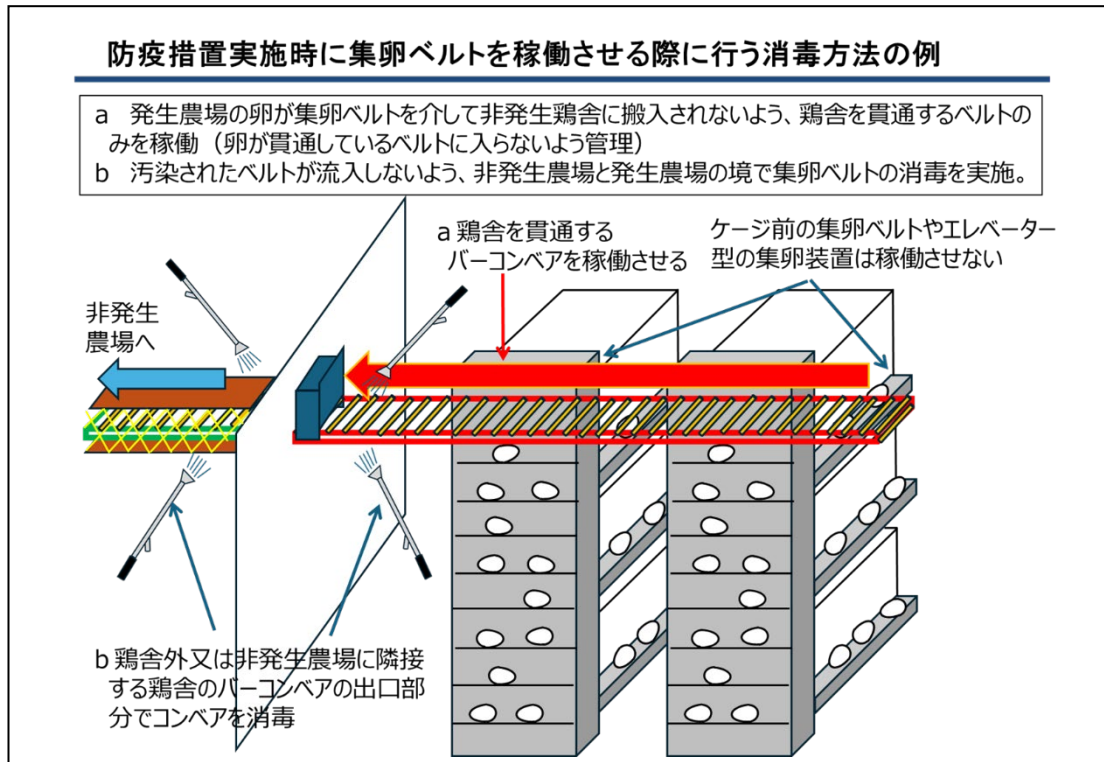
発生農場の卵は汚染物品となることから、非発生農場に搬入されないことがないようにする必要がある。一方で、非発生農場の集卵のためには集卵ベルトを稼働させる必要がある。

このため、発生農場の全ての鶏舎内の集卵ベルトについて、鶏舎を貫通するベルトとそれ以外の集卵ベルトについて電源を別にするなど、稼働を個別に制御できるようにしておく。

b 殺処分実施中における非発生農場の集卵時の集卵ベルトの消毒

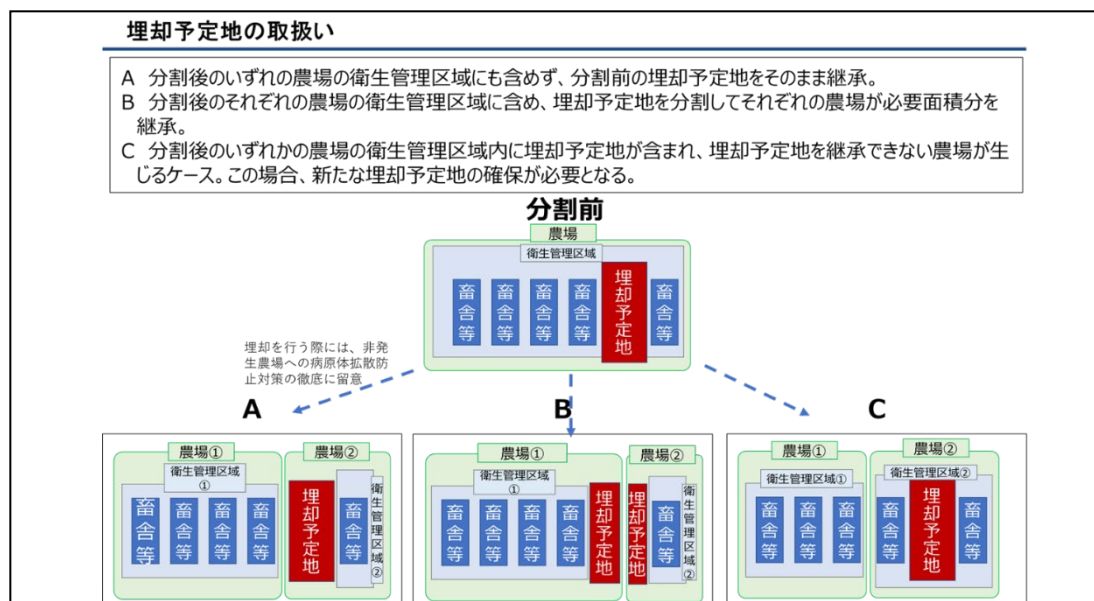
発生農場において殺処分を実施している際は、鶏舎内が汚染された状態となっていることから、非発生農場での集卵のために集卵ベルトを稼働し、貫通したベルトを引き込むことは、非発生農場側の発生リスクに繋がる。

このため、農場間を貫通する集卵ベルトを稼働させる際には、発生農場内の非発生農場に入る前の鶏舎外又は鶏舎内の地点でベルトの稼働中は常に消毒を実施する必要がある。動いている状態のベルトが消毒対象であることを考慮し、十分な効果が得られる方法がとれるよう検討しておく。特に、鶏舎外の地点で消毒を実施する場合、集卵ベルトの屋外にある部分には野生動物侵入防止のためのカバーや防鳥ネット等が設置されていることに留意が必要。



キ 農場敷地内で確保されていた埋却予定地の取扱い

埋却予定地については、分割管理前の農場の飼養羽数に必要な面積は既に確保されていることから、必ずしも追加の土地を確保する必要はないものの、農場敷地内に埋却予定地を準備していた場合、衛生管理区域の設定によっては新たに埋却予定地の確保が必要となる場合がある。



② 手指消毒等の実施及び車両・物品等の取扱い

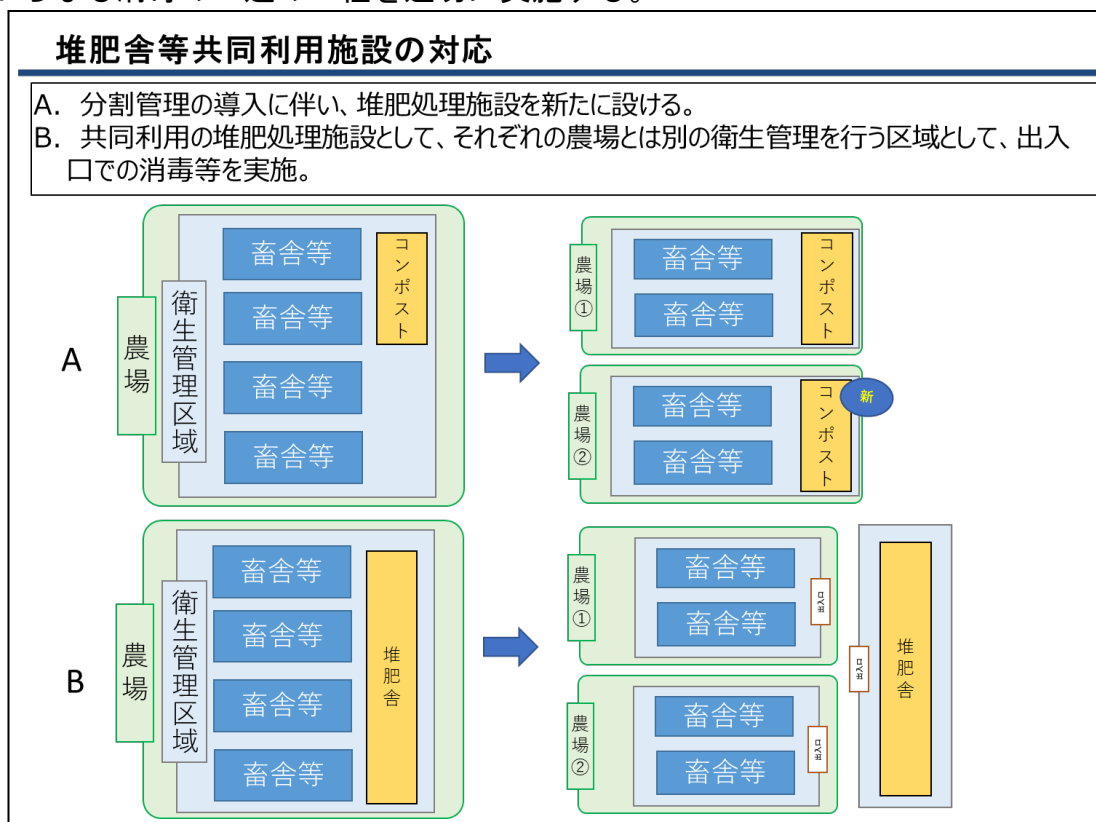
飼養衛生管理基準に基づき、分割しようとする農場ごとに作業者を分け、手指消毒・衣服・靴の交換等を実施する。また、車両や物品等については、原則分割後の農場ごとに専用のものを使用し、やむを得ず共用する場合は他の農場への入場及び退場ごとに洗浄・消毒・乾燥からなる消毒の一連の工程を適切に実施する。

③ 堆肥舎等共同利用施設の取扱い

特定家畜伝染病発生時には、防疫対応のために数か月間施設が使用できなくなる場合もあることから、非発生農場の飼養管理の継続に支障が出る可能性を考慮し、原則、死体保管庫や堆肥舎等の施設は農場ごとに設ける。

共同利用する場合には、共同利用施設内において農場ごとの区画を決めておく、一時的な保管施設を用意しておくといった特定家畜伝染病発生時に非発生農場の飼養管理を継続するための措置に備えるとともに、当該共同利用施設を独立した衛生管理区域として設定し、衣服や靴の交換、車両の消毒等衛生管理区域に入退場する際に必要な対応を行う。

また、作業時間を分けるなど動線が交差しないようにするとともに、原則重機等は分割後の農場ごとに専用のものを使用することとし、やむを得ず共用する場合は農場ごとの作業の前後及び当該施設への出入り時に洗浄・消毒・乾燥からなる消毒の一連の工程を適切に実施する。



④ 農場に出入りする者の管理等

関連事業者についても、②に関する事項を遵守する必要があることから、関連事業者に対し、入退場のルールが変わることについて事前に周知を行い、遵守するために必要な体制を構築してもらう必要がある。

⑤ 分割管理後の農場で発生した場合に備えた家きんの移動先の検討

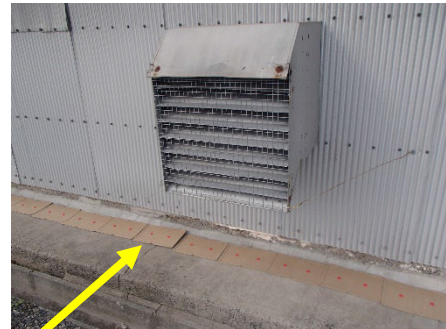
例えば、種鶏農場や採卵鶏農場が育すう鶏舎や育成鶏舎と成鶏舎をそれぞれ別の農場に分ける分割管理を行った後、成鶏農場において特定家畜伝染病が発生した場合、出荷先を失った育すう農場や育成農場において、ひなが滞留する事態が想定される。このような状況に備えて、系列内の別農場へのお荷を検討しておくなど、通常平時と同様の家きんの移動が行えなくなる状況を想定し、農場ごとの実態に合わせた家きんの移動先を事前に検討する。

⑥ その他留意すべき点

ア 防疫措置実施時の感染拡大防止対策

特に分割後の農場が隣接する場合は、万が一特定家畜伝染病が発生した際に防疫作業に伴う病原体の拡散防止を図るため、防疫指針に記載された消石灰等の散布や粘着シート、殺鼠剤の散布等に加えて、隣接農場との境界にブルーシート又はパネルの設置や家きん舎の排気口へのフィルター設置、家きん舎内での消毒液等の噴霧による粉塵飛散防止対策等、防疫措置の実施に伴い非発生農場に伝播させないための措置を講じる必要があることから、農場の構造などを勘案してあらかじめ必要となる措置を検討し、資材の備蓄などの準備を行う。

(参考) 防疫措置の実施に伴い講じる措置の一例



畜舎周囲の粘着シート設置

(防鳥ネットの内側に設置するなど野鳥等を錯誤捕獲しないよう留意)



隣接農場との境界のフェンスへの
ブルーシート設置



畜舎へのブルーシート設置

イ 家きん舎からの排気を考慮した衛生管理区域の設定

農場内の家きん舎配置から入気口と排気口が近接している家きん舎については、可能な限り同一の農場として区域を設定する。

ウ 分割後の農場間の立地を踏まえた措置

分割後の農場間に高低差があり、農場の境界部分が斜面となる場合には、雨水等によって病原体が流れ込む懸念があることから、農場の境界に側溝を設けるなどの措置を講じることが望ましい。